

糸満市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防訪問介護 A 事業 Q&A

Q：4月の契約とあるが、令和5年4月より前に契約することが可能か？

A：令和5年4月より前の契約はできません。

Q:実績報告の方法は書面の提出のみか？電子ソフトなどはないか？

A：書面での提出のみとなります。

提出方法は、直接窓口に提出または郵送でお願いします。

Q:包括アイリス、包括いちまんにも同様のものを提出しているが、今後もそのようにするのか？

A:その通りです。

Q:請求書の印鑑は必要か？電子印でもいいか？

A：印鑑は必要です。電子印の使用は可能です。